

放射能汚染水対策の抜本的強化を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所で、新たに300トンもの汚染水漏れが発覚し、一部は海に流出した可能性もあり国内外に衝撃を与えている。この事態を受け原子力規制委員会は、事故の国際的評価尺度を「1」から「3」相当へと引き上げた。

今回漏えいした汚染水貯蔵タンクは、事故直後、建屋地下の大量の高濃度汚染水を收容するために急ごしらえした設備であり、耐久性の不足が常々指摘されていた。

東電は、これまでに流出した汚染水は、ストロンチウムなどベータ線を出す放射性物質が24兆ベクレル、漏れたタンク北側の井戸で採取(9月8日)した地下水からは、1ℓあたり3200ベクレル検出されたと発表した。

9月3日、政府は汚染水漏れ問題に関する「基本方針」を決定した。

政府はこれまで汚染水対策を東電の責任とし、東電は問題が起きれば応急対策を繰り返してきたが、基本方針では「東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て抜本的な対策を講じる」として、凍土遮水壁などに470億円の多額の国費を投入するとした。

しかし、経産省資源エネルギー庁の原子力発電所事故収束対応室長が、凍土遮水壁による地下水位管理の技術的裏付けを会見で問われ、「技術的説明は難しい」「リスクはある」としか説明できないなど、現実性に保証のないことは明白となっている。

また地下水の海洋放出について「関係者の理解を得るよう最大限努力する」と明記し、政府の「漏らさない」という建前すらないがしろにして、漁業関係者や地元の反発を招いていることは看過できない重大問題である。

高濃度放射能汚染水が相次いで流出している事態は、原発事故が収束とは程遠い状態にあることを示している。政府は、福島原発事故の「収束宣言」を撤回し、放射能汚染水対策は文字どおり、国が主体となる態勢に転換すべきである。

よって町田市議会は、政府の責任で汚染の実態や原因の全容を調査・把握して国民に明らかにするとともに、東電任せの汚染水管理はやめて、内外の集团的英知を総結集した放射能汚染水対策の抜本的強化を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。